

紋別市食育推進行動計画

紋 別 市

令和2年3月

目次

1 食育推進行動計画について		
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の位置付け	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の推進体制	3
2 食の現状と課題		
(1) 食生活	6
①朝食の現状と課題	6
②身体状況の現状と課題	7
③野菜摂取量の現状と課題	7
(2) 食への関心		
①食への関心	8
②地産地消について	8
③食品ロスについて	8
④食に関する地域活動	9
3 食育推進の基本方針	10
4 食育推進の実践目標		
(1) ライフステージに応じた食育の展開	11
(2) 地産地消推進の展開	14
参考資料		
• 食育基本法	15
• 学校給食法 第三章 学校給食を活用した食に関する指導	22
• 保育所における食育に関する指針	23

1 食育推進行動計画について

(1) 食育行動計画の趣旨

国は、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」（食育基本法第1条）ことを目的として、平成17年6月に食育基本法（平成17年法律第63条）が制定され、平成28年度「第3次食育推進計画」では、日常生活の基盤である家庭における共食を原点とし、学校、保育所等における食育が着実に推進される一方で、若い世代では、健全な食生活を心がけている人が少なく、食に関する知識がない人も多いこと、他の世代と比べて、朝食欠食の割合が高く、栄養バランスに配慮した食生活を送っている人が少ないなど、健康や栄養に関する実践状況に課題が見受けられたことから、紋別市では、平成24年度「食育推進計画」を策定後、平成28年度からは、新たに、小中高校で食育事業を展開し、「どのように食べると自分の力を発揮できるか」体のしくみを学び、自らが健康や栄養に関心と知識を持ち、体力や学力アップにつながるよう、事業を実施してきました。

また、食は健康づくりの第1歩、安全・安心の食への関心が高まっている一方、栄養のアンバランスや活動量の低下、メタボリックシンドロームや生活習慣病の増加と低年齢化、さらには成長期の「肥満」や極端なダイエットが原因の「痩せ」は、将来の健康に影響があると考えられます。今後、高齢化が急速に進展していくことから、健康寿命の延伸を目指し、健康づくりをしていくことが重要な課題であります。

加えて、食料を海外に大きく依存している日本において、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への負荷を生じさせていることから、食に関する感謝の念や理解を一層深めることは引き続き重要であり、生産から消費に至る食の循環を意識し、食品ロスの削減等環境にも配慮する必要があります。

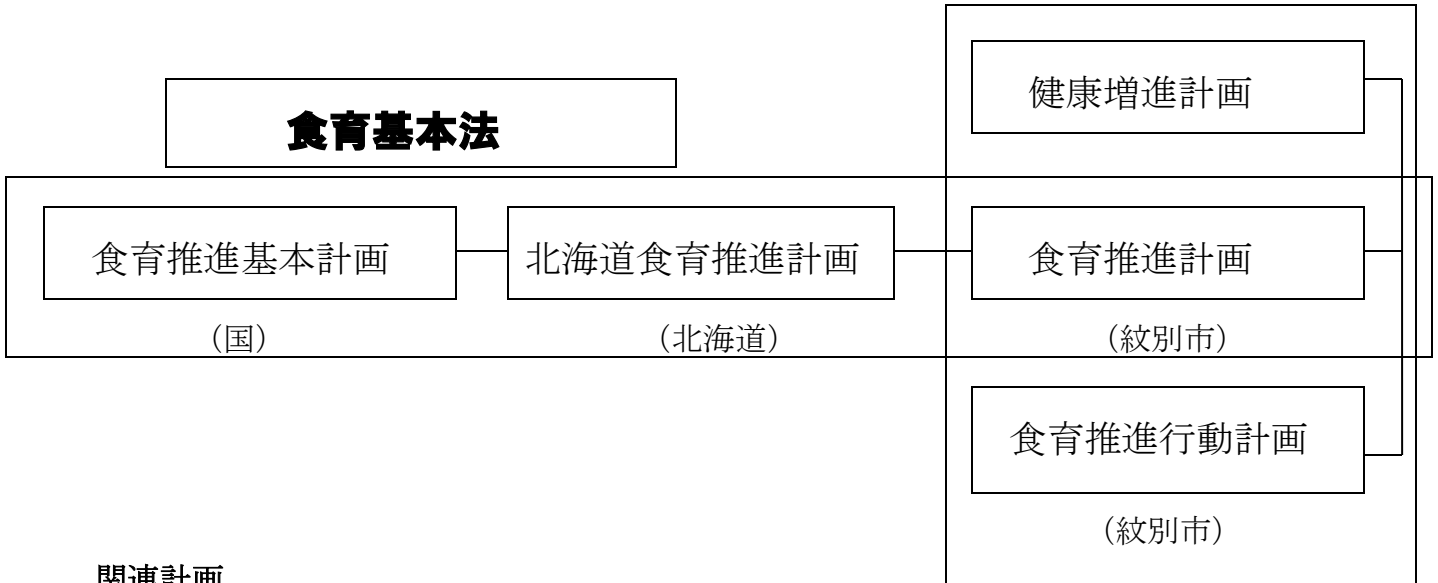
さらに、食を取り巻く社会環境が変化する中であっても、豊かな水産資源と酪農畜産業での生乳生産が多いため、この地域の大切な食文化が失われることのないよう、食文化の継承も重要な課題であります。

今回は、具体的指標の中で、「朝食摂取の現状」「身体状況の現状」「栄養バランス」「食への関心」について点検・検証し、課題解決に向けた行動計画を策定しました。

(2) 行動計画の位置付け

「紋別市食育推進行動計画」は、国の食育基本法に基づいた、「第3次食育推進基本計画」(国)、「どさんこ食育推進プラン」(第4次北海道食育推進計画)、そして、紋別市健康増進計画や食育推進計画をはじめ各関連計画と整合性を図り、実践する計画として作成しました。

この計画は、食育を具体的に推進するための実践する行動計画として位置付けます。



関連計画

- ・ 紋別市教育大綱
- ・ 子ども子育て支援計画
- ・ 健康増進計画
- ・ 保健事業実施計画 (データヘルス計画)
- ・ 特定健康診査等実施計画

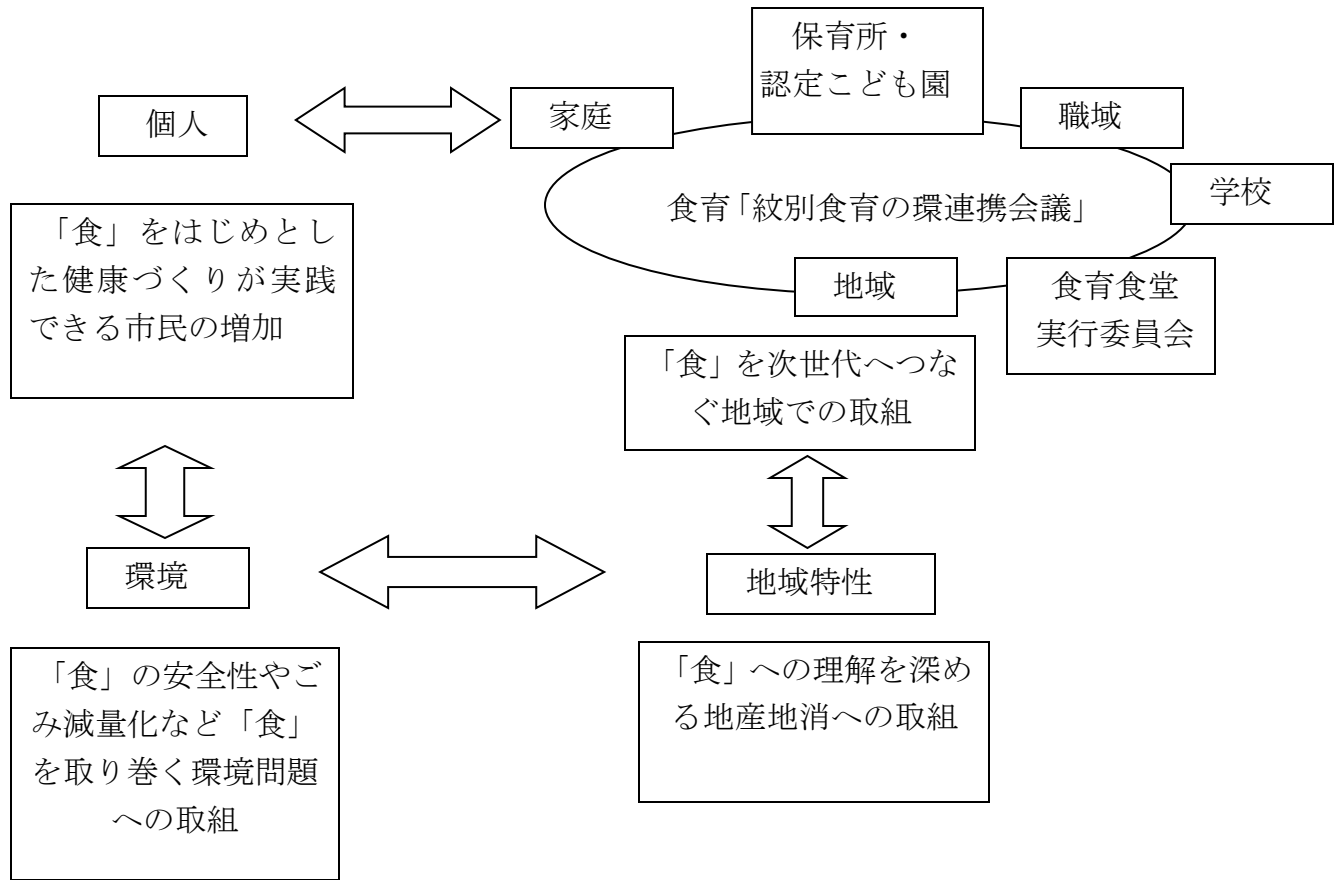
(3) 計画の期間

この計画は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。社会的情勢や食環境の著しい変化などによって、計画の変更が必要となった場合には、随時見直しを行います。

(4) 計画の推進体制

紋別市において、地域特性を生かした食育を具体的に推進するために、家庭、保育所・認定子ども園、学校、地域、職域、関係団体などの領域の役割を明確にするとともに、今後もさらに具体的活動・実践機会の充実を図りながら進めていきます。

このため、関係する担当課が横断的に連携を図り、市民をはじめ多様な団体と協働で計画を推進していきます。



①家庭の役割

「生」を受けて初めて生活を営むのが家庭であり、家庭は食育を推進する上で最も身近で基本的な領域です。家族揃って囲む食卓は、食のマナーを知り、「いただきます」「ごちそうさま」の挨拶で、食べ物への感謝の気持ちを培います。さらには、買い物や料理の手伝い、家庭菜園などを通じ、楽しみながらの「視覚」「聴覚」「味覚」「臭覚」「触覚」の五感を養うとともに、食を通じた健康づくりを親子で考え理解し、家族の絆を深める重要な機会とらえ、望ましい食習慣を身につける、食生活を実践することが大切です。

②保育所・認定こども園の役割

成長が著しい乳幼児期は、規則正しい生活、バランスの取れた食事に心がけ、適切な生活習慣を確立させ、豊かな人間性を育む上でとても重要な時期です。

保育所・認定こども園と家庭の連携は不可欠であり、好き嫌いを無くすことや楽しく食べることの実践から食べられることへの喜びや日本の食文化を伝えていくことが必要です。

また、給食には地元で生産・収穫された旬の食材を利用し、食材の旬を知り地元の味覚を育てることも大切です。

さらに、この時期は咀嚼機能の発達や歯の萌出により、摂食機能が大きく変化する時期です。虫歯予防、歯の健康についても親子で学び、口腔衛生を生涯にわたって実践する基礎を築くことが大切です。

③学校の役割

学童・思春期は、自らが食について考える知識を身に付け、健康で豊かな心身を培う基礎ができる大切な時期です。

食文化、食事マナー、食材の選び方、調理の仕方、自然の恵み、食べ物や生産者への感謝の気持ちなどを授業や校外学習、PTA 活動等を通し、食に関する様々な事を学ぶ機会を得る時期です。また、学校給食は、食の学習の絶好な教材として捉えることが必要です。

④地域の役割

生涯を通して生活を営むのが地域であり、心身ともに健康で豊かな生活を送るために、ライフステージに応じた望ましい食習慣が身に付き実践できるよう、そのための普及・啓発は地域ぐるみで取り組むことが大切です。

併せて、市民の健康増進につながるよう、生活習慣病をはじめ、メタボリックシンドロームの予防の実践を効果的に進めるため、関係機関や団体と一体的に取り組んでいくことが必要です。

地産地消や食文化の伝承は、消費者と生産者が交流を深め、地域の活性化も視野に入

れながら、地元で採れた新鮮で安全・安心な食材を活用した食文化を伝承し発展させていく取組も必要です。

⑤地域産業の役割

紋別市の農業・水産業を生かした取組として、食生活が自然の恩恵と生産者の努力の上に成り立っていることや、水産業・農業の振興に関わる様々な事業・活動に対して理解を深めることが大切です。

地産地消を進めるとともに、生産者と消費者のつながりによる相互の信頼関係を強固なものとしていくため、地場産業を「知る」「触れる」「活用する」場面を創出するとともに、教育分野等との連携も視野に入れながら、体験や学習の機会を充実し、紋別の産業への理解につながる活動・取り組みを積極的に進めていくことが必要です。

⑥食に関する環境の保全

環境問題への理解を深めることも食育の一環であり、ゴミを減らす、再利用する、再資源のリサイクルを展開し、ゴミの減量化を家庭や事業所で実践を心かけることが大切で、最も重要です。

「もったいない」の気持ちを培い、自然の恵みである動植物の生命を頂いているという感謝の気持ちを深め、ゴミにしない、無駄にしない、取り組みが大切です。

2 食の現状と課題

(1) 食生活

①朝食摂取の現状と課題

幼児期の朝食欠食は、平成30年度、3歳児健診栄養相談の聞き取りでは、恒常的に全く食べないという幼児はいませんでした。食事の量にむらがある、極端に少ない、起床が遅く朝食時間がずれ込み昼食に影響する等の状況が見られます。

平成23年度は、児童の朝食摂取の割合は、89.4%ですが、令和元年度は、小学生86.4%、中学生89.7%、高校生85.8%で、摂取割合は小学生と高校生で低くなっています。

朝食を食べる習慣は、栄養のバランスや生活リズム、こころの健康のほか、学力・学習習慣や体力と関係していると言われています。

平成31年4月に実施された小学6年生及び中学3年生の全国学力・学習状況調査では、小学6年生の国語・算数で、平均回答率は、全道との差は約9点、全国との差は約10点低い状況でした。

中学3年生の平均回答率は、国語・数学・英語では、全道との差は約7～9点、全国とは約8～10点低い状況でした。

また、平成31年4月～令和元年7月にかけて、全国体力・運動能力・運動習慣等調査が小学5年生及び中学2年生を対象に実施され、男子は5年生が握力・上体起しが全国を上回り筋力が優れていましたが、中学2年生は握力と立ち幅とびが全国平均に近く、筋力と跳躍能力が優れていました。しかし、その他の種目で平均を下回り、柔軟性、全身持久力に課題がありました。

女子は、5年生が握力、上体起こしが全国平均に近く、筋力に優れていましたが、全身持久力、疾走能力に課題がありました。中学2年生は、握力、長座体前屈が全国平均に近く、筋力と柔軟性に優れていましたが、筋持久力、全身持久力に課題がありました。

朝食の欠食は、脳や筋肉に必要な栄養素である糖質が供給されず、思考能力や活力の低下、また、空腹感が増すことにより、昼食や夕食が過食となり、肥満の原因となることもあります。朝食の欠食による心身への影響、朝食の大切さや有効性について正しい知識を身に付け、学力・体力向上につなげるためにも、朝食を摂取するよう取り組みの充実を図ることが重要です。

②身体状況の現状と課題

小・中学生の体格については、平成30年度学校健診の結果、小学1年生から中学3年生では、身長では、男子は平均値ですが、女子はやや低い値となっています。体重では、男女ともに、どの学年でも、平均値よりやや高く、肥満の割合が多くなっています。

成人期においては、健診データから男女ともに、BMIは全国・全道より高く、年齢とともに増加傾向にあります。

健診結果では、有所見状況においても、空腹時血糖、GPT、尿酸などの内臓脂肪の蓄積によるものであることが推測され、また、クレアチニンの有所見割合が男女ともに高く、腎機能への影響が考えられ、塩分摂取と高カロリーな食事の傾向が予測されます。

生活習慣病予防に向け生活習慣の見直しや適度な運動を取り入れることにより予防と改善を実践していくことが必要です。

大人の生活習慣が子どもの生活習慣になっていくため、家族ぐるみで食生活を見直していくことが大切です。

③野菜摂取量の現状と課題

国では、健康づくりに必要な成人の「野菜摂取目標1日350g以上」を推奨していますが、平成30年度国民健康・栄養調査結果では、平均値281.4gで、この10年間で有意な増減はみられません。

乳幼児健診のアンケートからも、若い世代では、野菜を1日350g以上食べている人の割合は、多くはなく、自身がどのくらいの量を食べているのか目安がわからない人が多い状況です。

生活習慣病予防と改善に向けて、栄養のバランスが取れた食事、そして、しっかり野菜を摂ることが健康づくりにつながります。

(2) 食への関心

①食への関心

令和元年度の小中高校生の食育事業でのアンケートでは、「食べることに関心はありますか」の問いに対し、90.3%が「ある」と回答しています。

また、「自分で料理をしますか」の問いに対しては、全体では54.9%が「はい」、44.1%が「いいえ」と回答しています。

小学生、中学生、高校生でみると、「はい」と回答したのは、小学生で69.7%、中学生で54.6%、高校生で49.2%でした。年齢が高くなるにつれて料理をしていない状況にあります。

②地産地消について

紋別産生鮮食品を食べている市民の割合は6割を超えており、意外にも地場産品が食べられていることがわかり、特に高齢者に多く、地場産品が好まれて食べられています。その一方、若い世代では「ほとんど食べない」「産地を確認しないのでわからない」と3割程度が回答しています。若い世代が地場産品を意識し関心をもつことが、子どもたちの食の関心につながっていくため、漁業や農業体験や収穫体験、加工場見学など、経験を通して生産過程や流通過程を知り、紋別の自然の恵みを知り、その恵みに対する感謝の気持ちを育み、「食」と産業への理解を深めていくことが重要です。

③食品ロスについて

日本の食料自給率は約40%、世界最大の食料輸入国にもかかわらず、食べ残しなど大量の食品を無駄にしています。

食品ロスを削減し環境負担の低減が望まれます。食品ロスは、家庭からも発生しており、最も多いのは「野菜」、次いで「調理加工品」、「果実類」、「魚介類」の順です。

廃棄した理由は、「食品の鮮度の低下、腐敗、カビの発生」が約60%を占め、「食品の消費期限・賞味期限切れ」、「色や臭いで鮮度に不安を感じた」、「食品が中途半端にあまった」等が挙げられています。

家庭でできる食品ロスの削減は、在庫の確認と安いからと買い過ぎたりせず、必要な分だけを購入するなど、計画的に購入し消費することが大切です。

日本の伝統的な食文化に理解を深めるとともに、日頃から「いただきます」、「ごちそうさま」、「もったいない」など、自然の恵みである食べ物への感謝の気持ちを育み、無駄にしない、ゴミにしない取り組みが必要です。

家庭、保育所、認定こども園、学校、地域、企業等、様々な領域において、食品ロスの削減を図ることが大切です。

④食に関する地域活動

地域における食育の推進は、協働による地域活動として展開することが望まれ、さらに市民1人1人が「食育」の言葉を認知するとともに、趣旨を理解し実践することが大切です。

関係団体や職域などの様々な領域へ周知を図り、望ましい食生活のあり方を知り、健康づくりの実践が各ライフステージにおいて幅広く展開されるよう、食育への意識を浸透させていくことが望まれます。

市民や団体、職域などと協働し、行政においては担当する課が横断的な連携を図って、それぞれの立場で地域に密着した活動を一体的に展開するため、活動の推進母体となる組織化を視野に入れて取り組みを進めていかなければなりません。

3 食育推進の基本方針

紋別市における食育は、家庭、保育所・認定こども園、学校、地域と行政が連携し、協働による市民運動として、「豊かな食生活と健康づくりの実践の実現」、そして「郷土の恵みに感謝する気持ちの醸成」を念頭に、次の方針に基づき推進します。

- ① 食を楽しみながら食の五感を養い、食べ物と身体の関係を理解するとともに、食の情報を正しく理解し、自らが自分に合った望ましい食生活が送られるよう、ライフステージに応じた中断のない食育を推進します。
- ② 家庭における共食を通じ家族の絆を築きながら、家庭料理や行事食、食材の保存技術など、日本の食文化に対する理解が深まるよう食育を推進します。
- ③ 食べ物の大切さと食べ物が作られる過程を理解し、自然の恵みに感謝する気持ちを育み、環境負担の低減につながる食品ロスの削減に心がけるよう食育を推進します。
- ④ 地場産食材への理解を深め、地元消費による地域内循環の構築と食品自給率の向上につなげ、豊かな食生活が送られるよう食育を推進します。

4 食育推進の実践目標

紋別市における食の現状と課題を踏まえ、市民と行政が一体となり協働で食育を推進していくためには、共通の目標を掲げて取り組むことが望まれます。

生涯にわたって心身ともに健康な生活を送るために、ライフステージに応じた食育を展開し、みんなで実践していきましょう。

また、関連する計画との有機的に連携を図り食育を推進します。

《1 ライフステージの応じた食育の展開》

ライフステージは、乳幼児期（0～5歳）、学童・思春期（6～15歳）、青年期（16～24歳）、壮年期（25～44歳）、中年期（45～64歳）、高齢期（65歳から）として食育を推進します。

（1）朝食をはじめ3食しっかり食べましょう

市民の健康増進のためには、規則正しい生活習慣を身に付け実践することが大切です。一日のエネルギーの源である朝食は必ず食べましょう。併せて、栄養のバランスを考えた内容としましょう。

【乳幼児期の取り組み】

- ・成長が著しい時期に朝食の欠食を予防し、規則正しい食習慣が確立できるよう健康相談・栄養相談の充実に努めます。
- ・保育所・認定こども園、家庭と連携を図り朝食の欠食を予防し、望ましい食習慣の普及に努めます。

【学童・思春期の取り組み】

- ・関係機関や学校と連携を図り朝食の欠食を予防し、望ましい食習慣を身に付け実践できるよう事業の充実と推進に努めます。
- ・給食だよりや給食試食会を通じて家庭との連携の充実に努め、事業の推進に努めます。

【青年期・壮年期及び中年期の取り組み】

- ・関係機関や学校と連携を図り朝食の欠食を予防し、望ましい食習慣を身に付け実践できるように食育の充実と推進に努めます。
- ・食生活に関する情報の提供に努めます。

【高齢期の取り組み】

- ・介護予防事業、地域支援事業との連携を図り朝食の欠食を予防し、望ましい食習慣を身に付け実践できるよう事業の充実と推進に努めます。

(2) 食事は共食で楽しく、美味しく食べましょう

食事は、家族揃って楽しく食べ、コミュニケーションを図りましょう。また、家族と同じものを食べることが大切です。

【乳幼児期の取り組み】

- ・子育て支援と連携を図り共食を視点においた栄養学習などの事業の充実努めます。
- ・保育所・認定こども園、家庭と連携を図り共食を視点においた食育の普及に努めます。

【学童・思春期の取り組み】

- ・給食だよりや試食会を通じ家庭と連携を図り共食を視点においた食育の普及に努めます。
- ・関係機関や学校と連携し共食を視点においた事業の充実努めます。

(3) バランスのとれた食生活と適度な運動により、心身ともに健康で豊かな生活を実現しましょう。

乳幼児期から正しい食生活と食習慣を確立し、自分の体の状態を理解し、自分にあった食事量を知りましょう。また、生活習慣病やメタボリックシンドローム等の予防のため、併せて運動習慣も身に付けましょう。

【乳幼児期の取り組み】

- ・将来の生活習慣病予防のための健康相談・栄養相談の充実努めます。
- ・歯科医や歯科衛生士と連携を図り虫歯予防に努めます。

【学童・思春期の取り組み】

- ・PTA 行事や学校行事を通じて食に関する知識を身に付けるため、家庭との連携、充実努めます。
- ・将来の生活習慣病予防のため、食べ物と体の関係を理解するよう学習の充実努めます。
- ・歯周病予防と虫歯予防の普及に努めます。

【青年期・壮年期及び中年期の取り組み】

- ・健康相談・栄養相談を充実し、メタボリックシンドロームと生活習慣病の予防と改善を図るよう努めます。
- ・健康教室の充実を図り、望ましい食生活に関する知識の普及に努めます。
- ・医療機関や職域と連携を図り、事業の充実に努めます。
- ・食育活動を支えるボランティアグループの育成・支援に努めます。

【高齢期の取り組み】

- ・健康状態にあった健康相談や情報の提供に努めます。
- ・介護予防事業、地域支援事業や健康講座・行事などを通し、望ましい食生活が送られるよう事業の充実に努めます。
- ・歯周病予防のための知識の普及に努めます。

（４）食品ロスを削減し環境づくりを実践しましょう。

食べ物を無駄にせず、ゴミを減らすようにしましょう。「もったいない」の気持ちを根付かせましょう。

【乳幼児期の取り組み】

- ・成長期に必要な栄養を理解し、食べ残しの軽減を図るよう努めます。

【学童・思春期の取り組み】

- ・成長期に必要な栄養を理解し、学校での食べ残しが無くなるよう努めます。
- ・食べ物を大切にし、無駄にしない気持ちを育みます。

【青年期・壮年期及び中年期の取り組み】

- ・家庭での食品ロス軽減につながる情報の提供に努めます。

（５）食への関心を高めましょう。

6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」として、国は食育を推進しています。紋別市においても、国や道と共に食育の定着を図りましょう。

《2 地産地消推進の展開》

農業者・水産業者が新鮮で安全な農畜産物・水産物を、直接、市民に販売することによる生産者と市民との交流や情報交換の場を創出し、地産地消につなげます。

また、食に対する安全性をPRしながら、市の産業全体の活性化に努めていくことが必要です。

地元で生産された食材による特産品づくりとブランド化への取り組みを推進し、市の産業振興や地域の活性化等、魅力ある地域づくりに努めます。

(1) 紋別産・北海道産の食材を活用しましょう。

【取り組み】

- ・地場産物を活用した特産品づくり・地域ブランド化の確立の務め地域経済への波及につなげます。
- ・学校や施設等における地場産物の利用を推進します。

参考資料

食育基本法（平成十七年六月十七日）（法律第六十三号）

目次

前文

- 第一章 総則（第一条—第十五条）
- 第二章 食育推進基本計画等（第十六条—第十八条）
- 第三章 基本的施策（第十九条—第二十五条）
- 第四章 食育推進会議等（第二十六条—第三十三条）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(平二七法六六・一部改正)

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(平二七法六六・一部改正)

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(平二七法六六・一部改正)

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(平二一法四九・平二七法六六・一部改正)

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(平二七法六六・一部改正)

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令

で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第二三五号で平成一七年七月一五日から施行)

附 則 (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二一年九月一日)

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

学校給食法（昭和二十九年六月三日）（法律第百六十号） 抜粋

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

（平二〇法七三・追加）

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

（平二〇法七三・追加）

楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～（平成十六年三月）抜粋

第1章 総則

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と体の健康問題が生じている現状にかんがみ、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する取組を進める必要がある。

食することは生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係している。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが重要である。

保育所は1日の生活時間の大半を過ごすところであり、保育所における食事の意味は大きい。食事は空腹を満たすだけでなく、人間的な信頼関係の基礎をつくる営みでもある。子どもは身近な大人からの援助を受けながら、他の子どもとのかかわりを通して、豊かな食の体験を積み重ねることができる。楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、「食を営む力」の基礎を培う「食育」を実践していくことが重要である。

保育所における「食育」は、保育所保育指針を基本とし、「食を営む力」の基礎を培うことを目標として実施される。「食育」の実施に当たっては、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもと、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員がその有する専門性を活かしながら、共に進めることが重要である。

また、保育所は地域子育て支援の役割をも担っていることから、在宅の子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。

1 食育の原理

(1) 食育の目標

現在を最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことが保育所における食育の目標である。このため、保育所における食育は、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待しつつ、次にかかげる子ども像の実現を目指して行う。

- ① お腹がすくリズムのもてる子ども
- ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べものを話題にする子ども

上にかかげた子ども像は、保育所保育指針で述べられている保育の目標を、食育の観点から、具体的な子どもの姿として表したものである。

保育所保育指針では以下の6つの保育の目標がある。

- ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

- イ 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
- ウ 人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
- エ 自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと。
- オ 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと。
- カ 様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと。

これらの一つ一つがそれぞれに影響を及ぼしながら、統合されることで「その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う」目標が達成される。

食育における5つの子ども像はこれらの保育の目標からみた期待する子どもの姿である。

- ① 「お腹がすくリズムのもてる子ども」になるには、子ども自身が「お腹がすいた」という感覚が持てる生活を送ることが必要である。そのためには目標のアとイで述べられているように、子どもが十分に遊び、充実した生活が保障されているかどうかが重要である。保育所において、一日の生活リズムの基本的な流れを確立し、その流れを子ども自身が感じ、自らそれを押しすすめる実感を体験する中で、空腹感や食欲を感じ、それを満たす心地よさのリズムを子どもに獲得させたい。
- ② 「食べたいもの、好きなものが増える子ども」となるには、子どもが意欲的に新しい食べものに興味や関心をもち、食べてみようとする環境が重要である。目標のエやカに述べられているような様々な体験を通して、いろいろな食べものに親しみ、食べものへの興味や関心を育てることが必要である。子ども自身が、自分が成長しているという自覚と結びつけながら、必要な食べものを食べるという行為を引き出したい。
- ③ 「一緒に食べたい人がいる子ども」となるには、子どもが一人で食べるのではなく、一緒に食べたいと思う親しい人がいる子どもに育つような環境が必要である。目標のウで述べられているように、子どもは人とのかかわりの中で人に対する愛情や信頼感が育つことで、食べるときも「人と一緒に食べたい」と思う子どもに育っていく。食事の場を皆で準備し、皆で一緒に食べ、食事を皆で楽しむという集いを形成させたい。
- ④ 「食事づくり、準備にかかわる子ども」となるには、子ども自身が食事をはじめ、食べる行為を本当に楽しく、待ち望むものであるような体験を積むことが必要である。子どもにとって、食に関する魅力的な活動をどのように環境として用意するのが課題である。食べるという行為を実感するためには、自分自身が生き続けられるように、食事をつくることと食事の場を準備することと結びつけることで、食べることは、生きる喜びにつながっていることを自覚させたい。
- ⑤ 「食べものを話題にする子ども」となるためには、食べものを媒介として人と話すことができるような環境が多くあることが望ましい。食べるという行為は、食べものを人間の中に取り入れて、生きる喜びを感じるものである。また、食べる行為が食材の栽培などのちを育む営みとつながっているという事実を子どもたちに体験させ、自分でつくったものを味わい、生きる喜びにつながりたい。

これらの食育における5つの子ども像は個々にあるのではなく、それぞれが互いに影響し合い

ながら、統合されて一人の子どもとして成長していくことを目標としている。

(2) 食育の方法

食育においては、大人の言動が子どもに大きな影響を与える。したがって、常に研修などを通して、自ら、人間性と専門性の向上に努める必要がある。また、倫理観に裏付けられた知性と技術を備え、豊かな感性と愛情を持って、一人一人の子どもにかかわらなければならない。具体的には保育所保育指針の保育の方法を踏襲するものである。

2 食育の内容構成の基本方針

(1) ねらい及び内容

食育の内容は、「ねらい」及び「内容」から構成される。

「ねらい」は食育の目標をより具体化したものである。これは「子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項」である。

「内容」はねらいを達成するために援助する事項である。これらを、食と子どもの発達の観点から、心身の健康に関する項目「食と健康」、人とのかかわりに関する項目「食と人間関係」、食の文化に関する項目「食と文化」、いのちのかかわりに関する項目「いのちの育ちと食」、料理とのかかわりに関する「料理と食」としてまとめ、示した。なお、この5項目は、3歳未満児については、その発達の特性からみて各項目を明確に区分することが困難な面が多いので、5項目に配慮しながら、一括して示してある。

また、食育は、保育と同様に、具体的な子どもの活動を通して展開されるものである。そのため、子どもの活動は一つの項目だけに限られるものではなく、項目の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開していくものである。

(2) 食育の計画

食育は、食事の時間を中心としつつも、入所している子どもの生活全体を通して進めることにより、第1章の1に示した目標の達成を期待するものである。食育が一つの領域として扱われたり、食事の時間の援助と他の保育活動の援助が全く別々に行われたり、保育士と栄養士、調理員などの役割・連携が不明確であっては、食育の目標を効果的に達成することはできない。したがって食育は、全職員の共通理解のもとに計画的・総合的に展開されなければならない。

そのため、「食育の計画」は、「保育所保育指針」に示された保育所における全体的な計画である「保育計画」と、保育計画に基づいて保育を展開するために具体的な計画として立案される「指導計画」の中にしっかり位置づくかたちで作成される必要がある。作成に当たっては柔軟で発展的なものとなるように留意することが重要である。同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。

さらに、現代社会特有の食環境の変化に対し、家庭や地域社会の実態を踏まえ、各保育所の特性を考慮した柔軟な食育の計画を作成し、適切に対応することが必要である。

また、食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育実践

の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。